|  |
| --- |
| 令和　　年　　月　　日　　　　三　次　市　長 　様事業主住所固定資産税の課税免除（不均一課税）を受けるにあたり要件とされている租税特別措置法第１２条又は第４５条の規定に基づく特別償却の適用については，次のとおり規定には該当していますが，２の理由によりこれらの規定に基づく特別償却は行っていません。　１　該当する規定1. 租税特別措置法第１２条第３項（第４５条第２項）の表の第1号
2. 租税特別措置法第１２条第３項（第４５条第２項）の表の第２号
3. 租税特別措置法第１２条第３項（第４５条第２項）の表の第３号
4. その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　２　特別償却を行わなかった理由　　　　　　　　　　　　　　　　 |

（注）１については，該当する規定の番号を○印で囲むこと。